

住宅リフォーム補助金制度 対象費用一覧表

(注記) 事業・賃貸との併用住宅の場合、住宅部分に係る費用のみが対象です。

(注記) 国又は県から補助金を受ける場合、当該補助額を控除した金額が対象です。

(注記) 市が実施する他の補助金等を受ける場合、当該工事箇所に係る額を控除した金額が対象です。

No	内容	対象	備考
1	増改築工事（床面積の変更を伴う工事）	×	
2	システムキッチンの設置	○	
3	床材、内壁材、天井材の張替え・塗装	○	
4	家屋の断熱改修	○	
5	ドア、ふすま、障子などの建具、畳の設置・交換	○	
6	ドア、ふすま、障子などの建具、畳の修理	△	同一箇所では補助対象工事が行われる場合のみ
7	収納設備の設置・交換	△	家屋への木工事を伴うものである場合のみ
8	部屋の間仕切りの変更	○	
9	床ワックスコーティング	△	同一箇所では補助対象工事が行われる場合のみ
10	窓、網戸、サッシ、シャッター、雨戸の設置・交換	○	
11	エアコンの設置・交換	△	ビルトイン式である場合のみ
12	換気設備工事	○	
13	シェード、カーテン、ブラインドの設置	×	
14	カーテンレール、室内物干しの設置	△	同一箇所では補助対象工事が行われる場合のみ
15	給水配管・ガス配管工事	△	補助対象となる工事に必要・不可分である場合のみ
16	水道・ガス引込工事	×	
17	ユニットバス、便器、洗面台の改修・交換	○	
18	床暖房の設置・交換	○	
19	給湯器の設置・交換	○	
20	消火器、避難器具、ガスボンベ等の設置	×	
21	ガスコンロの設置・交換	△	ビルトイン式である場合のみ
22	消火栓設備、スプリンクラー設備工事	○	
23	電気配線工事	△	補助対象となる工事に必要・不可分である場合のみ
24	電気引込工事	×	
25	分電盤の交換	○	
26	予備電源設備工事（蓄電池など）	×	
27	インターホン（ドアホン）の設置	△	家屋と一体かつ電気設備工事を伴うものである場合のみ
28	電話機、LAN設備、テレビ、テレビアンテナの設置	×	
29	防犯カメラの設置	×	
30	照明器具設備の設置・交換	△	家屋への木工事または電気設備工事を伴うものである場合のみ
31	屋根のふき替え、塗装、防水工事	○	
32	外壁の張替え、塗装	○	
33	雨どいなどの改修・交換	○	
34	足場工事	△	補助対象となる工事に必要・不可分である場合のみ
35	車庫、物置、駐車場の改修	△	家屋として判断できる場合のみ
36	ベランダの設置・撤去・交換	○	
37	ベランダの人工芝設置・交換	×	
38	門、塀、ウッドデッキなど外構の塗装・改修工事	×	
39	太陽光発電システム、太陽熱温水装置の新設、増設、交換	×	
40	既存設備の脱着	△	補助対象となる工事に必要・不可分である場合のみ
41	設備清掃費用	△	同一箇所では補助対象工事が行われる場合のみ
42	シロアリやネズミなど害虫・害獣駆除	×	
43	アルカリイオン整水器	×	
44	補助対象工事の達成に必要な諸費用	○	
45	工事にかかる保証費用	×	
46	この表に掲示のない費用	-	個別審査